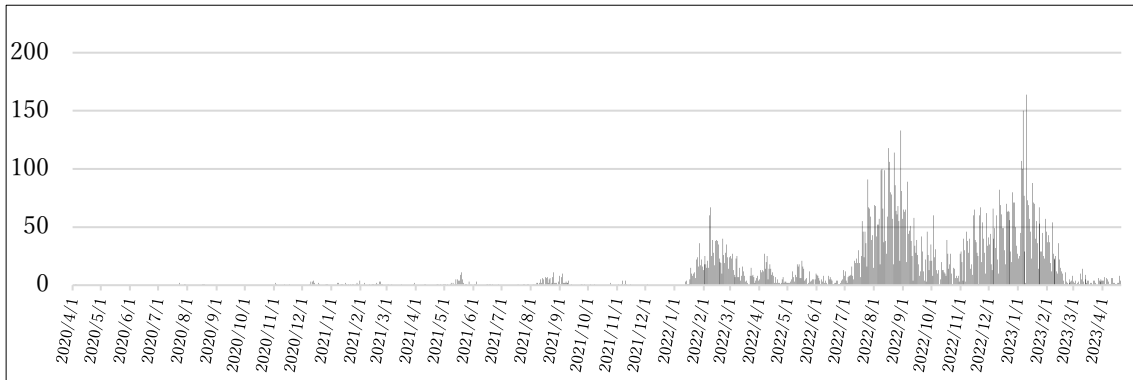


(11) 新興感染症発生・まん延時における医療対策

《現 状》

- 当医療圏における新型コロナウイルス感染症患者は、令和2（2020）年の初確認後、患者数の急増を反復し、感染症法上の分類が5類感染症に変更された令和5（2023）年5月8日までの間に、延べ11,000人を超える患者発生がありました。（表12-10-19）
- 新型コロナウイルス感染症の患者のうち、入院を必要とする患者の多くは新城市民病院へ入院しました。
- 当医療圏には1、2類感染症や新型インフルエンザ等感染症の患者を入院させる感染症指定医療機関がないため、該当患者については隣接する東三河南部医療圏の医療機関をはじめ、他医療圏の医療機関と協力する必要があります。
- 公立医療機関である新城市民病院には、新興感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供が義務付けられています。
- 新城保健所では、感染症法に基づく疫学調査等を実施し、感染拡大防止に努めています。

表 12-10-19 当圏域における新型コロナウイルス感染症新規陽性者の日別発生数



《課 題》

- 感染拡大時には、必要な対策が機動的に講じられるよう、予め準備を行うことが重要です。
- 平時から人口減少、過疎化の進行により無医地区が存在し、公立病院における医師不足等、医療資源が不足しています。
- へき地における患者等の搬送手段を確保する必要があります。
- 感染拡大時に対応ができる健康危機管理体制を構築していくことが重要です。

《今後の方策》

- 新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、平時から感染者患者の急増に対応できるように、医療措置協定を締結し、医療提供体制の確保に努めていきます。（表12-10-20）
- 平時から医療措置協定締結医療機関等と連携し、感染拡大時には速やかに対応ができるよう関係機関との協議を進めていきます。
- へき地において感染が発生した場合又は拡大した場合に、医療機関から遠方に居住する住民等への対応を検討していきます。
- 感染拡大時に適切な医療を提供する保健所体制を整備するため、健康危機対処計画を策定します。

表 12-10-20 医療措置協定締結の目標

医療措置協定の内容	協定締結機関目標数
確保病床数	機関（ 床）
発熱外来の機関数	機関
自宅療養者等への医療の提供の機関数	機関
後方支援の機関数	機関
人材派遣の確保人数	機関（ 人）

← データ作成中